

2019年 7月 1日

取引先各位

大宮管工株式会社

## 消費税率引上げに伴う弊社へのご請求等について

既にご承知のとおり、施行日を2019年10月1日として、消費税の税率が8%から10%に引上げられることとなっております、これに伴い以下の通り弊社へのご請求について注意していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 指定日(2019年4月1日)以降に締結した工事の請負等の契約は、施行日の前日(2019年9月30日)までに引渡しが行われる場合は改正前の税率(8%)ですが、施行日(2019年10月1日)以降に引渡しが行われる場合は改正後の税率(10%)が適用されることとなります。
2. 指定日(2019年4月1日)の前日(2019年3月31日)までに工事の請負等の契約を締結している場合は、施行日(2019年10月1日)以降に引渡しが行われる場合であっても、改正前の税率(8%)を適用する**経過措置**が講じられます。

つきましては、弊社の今後の対応における注意点を下記にまとめましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

契約内容(※)	工事の請負等※				工事の請負等以外	
	①	②	③	④	⑤	⑥
パターン						
契約日	2019年3月31日 以前	2019年3月31日 以前	2019年4月1日 以降	2019年4月1日 以降	2019年3月31日 以前	2019年10月1日 以降
契約工期「完了日」	2019年9月30日 以前	2019年10月1日 以降	2019年9月30日 以前	2019年10月1日 以降	工期(完了日) によらず	工期(完了日) によらず
注文書の消費税率	8%	8%	8%	10%	8%	10%
2019年9月分以前請求書	8%	8%	8%	<b>10%</b>	8%	—
2019年10月分以降請求書	—	<b>8%</b>	—	10%	10%	10%

※工事の請負等・・・工事の請負に係る契約およびこれらに類する契約

「工事の請負に係る契約」:建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約。

「これらに類する契約」:仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該工事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの。

1. 契約内容が「工事の請負等」に該当する場合(弊社と外注工事の注文書・請書を交わした工事)

① 契約日が2019年3月31日以前で、工期(完了日)が2019年9月30日以前の場合

- ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
- ・ 2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・ 工期(完了日)が2019年10月1日以降に変更となった場合は、パターン②の取り扱いとしてください。

② 契約日が2019年3月31日以前で、工期(完了日)が2019年10月1日以降の場合

(消費税経過措置対象工事)

- ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
- ・ 2019年9月分以前、および2019年10月分以降の出来高についても請求書は消費税率8%で発行してください。

※2019年10月分以降の請求書には、「摘要」欄に「消費税経過措置」等と分かりやすく記入してください。(弊社外注用工事用請求書のすべてに記入ください。)

③ 契約日が2019年4月1日以降で、工期(完了日)が2019年9月30日以前の場合

- ・ 注文書は、消費税率8%で発行します。
- ・ 2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・ 工期(完了日)が2019年10月1日以降に変更となった場合は、次回以降の出来高については消費税率10%で発行し、それ以前の出来高に対する、8%と10%の消費税差額請求書を発行して下さい。

※消費税差額請求書については、その月の出来高請求書とは別に請求書を発行してください。

④ 契約日が2019年4月1日以降で、工期(完了日)が2019年10月1日以降の場合

- ・ 注文書は、消費税率10%で発行します。
- ・ 2019年9月分以前、および2019年10月分以降の出来高についての請求書は消費税率10%で発行してください。
- ・ 工期(完了日)が2019年9月30日以前に変更となった場合は、変更注文書を交わした翌月にそれまで請求した出来高に対する、10%と8%の消費税差額請求書(マイナス)を別途発行して下さい。

当該月の弊社の支払金額から消費税差額を差引の上、振込いたします。但し、当該月の弊社からの支払金額が消費税差額相当分を下回る場合は、弊社から消費税差額請求書を発行します。

2. 契約内容が「工事の請負等」に該当しない場合(材料、労務費等の単価契約等)

⑤ 契約日が2019年9月30日以前の場合

- ・ 注文書は消費税率8%で発行します。
- ・ 2019年9月30日以前の出来高および納品についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・ 2019年10月1日以降の出来高および納品についての請求書は消費税率10%で発行してください。  
(注文書の税込合計金額と差額がでますが、別に変更契約等は交わしません)
- ・ 10月20日締め請求については、9月30日以前と10月1日以降の請求書を2通作成して下さい。

⑥ 契約日が2019年10月1日以降の場合

- ・ 注文書は消費税率10%で発行します。
- ・ 請求書は消費税率10%で発行してください。

3. その他一般の請求書

- ・ 2019年9月30日以前の労務費・材料等の納品についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ・ 2019年10月1日以降の労務費・材料等の納品についての請求書は消費税率10%で発行してください。
- ・ 10月20日締め請求については、9月30日以前と10月1日以降の請求書を2通作成して下さい。
- ・ 10月1日以降の請求について軽減税率対象の商品がある場合は、対象商品のみの請求書を別に作成して下さい。

(注記事項)

上記請求方法については、他社様との取扱い方法が異なる場合がありますが、

あくまで弊社の処理方法ですので上記の通り処理していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、今後の法改正等および弊社の処理方法の変更により、上記処理方法の変更がある場合がございます、その都度修正させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上

この件に関するお問合せ先

大宮管工株式会社 総務チーム 048-663-2154